



教保第 326 号
令和 3 年 7 月 28 日

各県立学校長 様

保健体育課総括課長

交通事故防止の指導の徹底について

今般県内において、横断歩道を渡っていた中学生が軽乗用車にはねられ重体となる交通事故が発生しました。

夏季休業中も含めた児童生徒等の交通事故防止については、令和 3 年 7 月 9 日付け教職第 359 号教保第 279 号により通知したところですが、あらためて、夏季休業中の課外活動等による通学や家庭での交通事故防止の指導の徹底をお願いします。

記

交通安全指導の強化における留意事項

- 1 道路を横断する時は、手を挙げるなど、横断する意思をドライバーに示すこと。
- 2 信号が青であっても、左右の安全を必ず確認し、横断歩道を渡ること。
- 3 道路を横断する際は、「止まる、見る、待つ」の三つの安全行動の基本を徹底すること。
- 4 近くに横断歩道がない場合は、明るい場所や見通しのよい安全な場所を選び、左右の安全確認を徹底し、無理な横断をしないこと。
- 5 自転車を利用する際には「自転車安全利用五則」を遵守すること。
- 6 ロードバイクやクロスバイクなどのスポーツバイクはスピードが出やすいため、ちょっとした段差や小石などにより転倒する危険があることを踏まえ、スピードを控えること。

【学校健康安全担当】
指導主事 平澤 恒子
TEL 019-629-6188